

令和2年2月21日開会

民 生 環 境
常 任 委 員 会 会 議 録

鳥取県西部広域行政管理組合議会

民生環境常任委員会会議録

~~~~~

日 程

日 時 令和2年2月21日(金)  
組合議会定例会休憩中  
場 所 米子市淀江支所 大会議室

- 1 開 会
- 2 審査事項  
議案第4号 鳥取県西部広域行政管理組合エコスラグセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について  
議案第6号 鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 所管事務調査  
うなばら荘のあり方検討(経過報告2)について
- 4 閉 会

~~~~~

出席者(8名)

委員長	今 城 雅 子	副委員長	秦 伊 知 郎
委員	国 頭 靖	委員	戸 田 隆 次
委員	渡 辺 穰 爾	委員	足 田 法 行
委員	幸 本 元	委員	山 本 芳 昭

~~~~~

## 欠席者(0名)

~~~~~

説明のため出席した者

事務局長	神 庭 千 秋	事務局次長兼環境資源課長	隠 樹 千 佳 良
事務局施設工事課長	板 井 寛 典	事務局環境資源課ごみ処理広域化推進室長	安 野 武 男
事務局施設工事課長補佐	高 橋 康 之	事務局施設工事課長補佐	本 池 将
事務局施設工事課長補佐	生 田 公 志		

~~~~~

## 事務局の職員

書記長 針田 智子 書記 堀尾 周作

~~~~~

1 開 会

(午後1時58分)

○**今城委員長** それでは、これより民生・環境常任委員会を開会いたします。

~~~~~

## 2 審 査 事 項

○**今城委員長** それでは、日程2、審査事項に入ります。先ほど、本会議から付託されました議案2件について、審査をいたします。なお、審査事項は、お手元に配布しております日程書のとおりでございます。初めに、議案第4号「鳥取県西部広域行政管理組合エコスラグセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。

○**隠樹事務局次長** はい、委員長。

○**今城委員長** 隠樹事務局次長。

○**隠樹事務局次長** それでは、議案第4号について御説明いたします。こちらは、令和2年3月31日、こちらをもちまして鳥取県西部広域行政管理組合エコスラグセンターを廃止することから、その設置及び管理について定めた条例を廃止するものでございます。施行期日につきましては、令和2年4月1日と予定しております。以上でございます。

○**今城委員長** 当局の説明は終わりました。これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いいたします。

○**戸田委員** 委員長。

○**今城委員長** 戸田委員。

○**戸田委員** エコスラグセンターの起債償還はもう終わったんですか、1点。もう2点。2点目。例の会計検査院で指摘があった国交省の補助金の取り扱いについては、これは米子市だったんですけど、窓口は広域になっておる。その会計検査の書類等については、もう終了したんですか。この2点をまず伺っておきたいと思えます。

○**隠樹事務局次長** はい。

○**今城委員長** 隠樹事務局次長。

**○隠樹事務局次長** 起債の償還は終了しておるといふことをごさいますけども、先ほどおっしゃいました会計検査につきましては、まだ検査中の扱ひでございまして。最新では平成29年度に会計検査が入っておりまして、その時点で状況に変化が生じれば、その都度、情報を会計検査のほうに入れなさいといふことで、一旦お諮りしておりまして、今回、エコスラグセンターの廃止が方針として決定したことをお伝えするべく、現在、米子市の下水道部に窓口等をお願いいたしまして、鳥取県及び国土交通省と連絡調整をさせていただいているところでございまして、会計検査院とはまだ接触はしていない状態でございます。

**○戸田委員** 委員長。

**○今城委員長** はい、戸田委員。

**○戸田委員** 先ほども議場で触れたんですけども、御存じのとおり公有財産台帳からいけば行政財産。で、行財を条例廃止をしていけば、用途廃止となって普財になっていくんだと。そういうふうな事務手続きがきちっと理解をされた上で、私は、条例廃止をするにあたっては会計検査等の事前協議がなされた上で条例廃止をするべきではなかったかなと思っております。そこの辺のところを、また会計検査院のほうから用途廃止をしてしまつて普財に戻してしまえば、これはおかしいじゃないかというような指摘がないのかどうなのか。まだ協議はされてないといふことなんですけれども、この辺のところは、改めて協議をされるという考え方でよろしいですか。

**○隠樹事務局次長** はい、委員長。

**○今城委員長** 隠樹事務局次長。

**○隠樹事務局次長** 先ほども申し上げましたけれども、今、県のほうを通じて国土交通省といふことで、会計検査のほうとは直接やりとりを本当はさせていただきたいんですけども、その辺も含めまして、今、鳥取県と国のほうに確認をしている最中でございますので、もし、会計検査院のほうからそういう御指摘があれば、改めて御説明等を申し上げるようになるという具合に考えております。

**○戸田委員** 委員長。

**○今城委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** 最後にしますが。それで、県の廃棄物処理法に基づく設置届の、いわゆる廃止届はもう既に提出済みなんですか。

**○隠樹事務局次長** はい。

**○今城委員長** 隠樹事務局次長。

**○隠樹事務局次長** 廃掃法に伴います廃止の手続きにつきましては、平成27年度に終了しているようでございます。はい、以上でございます。

**○今城委員長** よろしいですか。ほかにございせんか。ほかにないようので、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。採決に向けて委員の皆さんの御意見をお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

○**今城委員長** 別にないようですので、討論を終結いたします。これより、本件について採決いたします。本件については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**今城委員長** 異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第6号「鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。

○**板井施設工事課長** はい、委員長。

○**今城委員長** 板井施設工事課長。

○**板井施設工事課長** 失礼いたします。議案第6号の、組合営火葬場条例の一部改正の制定についてでございます。資料のほう、「議案概要」というのを御覧いただけますでしょうか。こちらのほうでございますが、桜の苑の管理運営につきましては、令和3年度から指定管理者制度を導入するという御案内させていただいております。これに関する規定の改正を行うものでございます。主な改正の内容でございますが、まず1点目。指定管理者の選定等に必要の規定を整備しております。2点目といたしまして、施設の管理に関する規定を改めて整備させていただいております。具体的な内容でございますが、議案のほうを御覧いただけますでしょうか。議案のほうの11ページからが新旧対照表ということになっております。こちらのほうでございますが、第3条以降、ここが管理に関する規定の部分でございます。ほとんど新設条項となっております、第3条では使用の許可、第3条の2では使用許可の制限といったようなこと、第3条の3では目的外使用の禁止といったようなところを挙げさせていただいております。おはぐりいただきまして、新旧対照表の13ページでございます。第10条、ここからが指定管理者制度に関する規定でございます。第10条では指定管理者による管理、それから第11条では公募に関する規定。おはぐりいただきまして、14ページでは指定の申請。15ページのほうでは、第14条で指定管理者候補者の選定基準といったようなことを定めさせていただいております。以上が主な内容でございます、施行期日につきましては、公布の日からとさせていただきます。説明は以上です。

○**今城委員長** 当局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。委員の皆さんの御質疑をお願いいたします。

○**戸田委員** 委員長。

○**今城委員長** 戸田委員。

○**戸田委員** ちょっと聞いてみますけど、この第3条の使用の許可制限というの、こういうような条例に触れるような、今までに事象があったんですか。

○板井施設工事課長 はい。

○今城委員長 板井施設工事課長。

○板井施設工事課長 直接こういう事象があったというのは聞いておりません。なかったというふうに思います。ただですね、令和3年度から指定管理者制度を導入するに当たりまして、私どもの条例が、この施設の管理というところの条項がですね、触れてなかったというようなところがございまして、他市の事例を参考にさせていただきまして、こういった管理に関する基準といいますか、条項を設けさせていただいたというところでございます。以上です。

○戸田委員 委員長。

○今城委員長 はい、戸田委員。

○戸田委員 そういうふういきちっと規定をされてされるのは、私はいいんだと思うんですよ。使われる方が今までそういうふうな、こういう案件なり規定に支障があるような使い方があったのかどうなのかなあと。逆に言えば、こういう縛りができてきたときに、使われる方からクレーム等はないのかなあと心配するところがあるんですよ。そういうふうな、私たちから見れば、神聖なるそういう火葬場でこういう事象があるのかなあというのも疑義が、まあ思うところなんですけど。今おっしゃったように、指定管理者に移行するという考え方であれば、こういうふうな規定を設けるのも一つの当然だろうなあというふうに思います。まあ、わかりました。

○今城委員長 ほかにございませんか。ほかにないようですので、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。採決に向けての、委員の皆さんの御意見をお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

○今城委員長 ほかにないようですので、討論を終結いたします。これより、本件について採決をいたします。本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○今城委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。以上で、当委員会に付託されました議案の審査は、全て議了いたしました。

~~~~~

3 所管事務調査

○今城委員長 それでは、日程第3、所管事務調査を行います。「うなばら荘のあり方検討（経過報告2）について」を調査事項といたします。当局より説明を求めます。

○板井施設工事課長 はい、委員長。

○今城委員長 板井施設工事課長。

○板井施設工事課長 失礼いたします。資料のほう、「うなばら荘のあり方検討について（経過報告2）」というのをお配りしております。御覧いただけますでしょうか。うなばら荘のあり方の検討でございますが、これが、こちらの委員会のほうで2回目の報告ということになります。これまで、担当課長会議を中心に検討しておりますが、その状況を報告させていただくものでございます。まず1番目の、「検討の状況」でございますけども、うなばら荘は、御存じのように西部圏域の老人福祉施設として、貴重な宿泊施設として活用されてきたところでございますが、今後必要となる大規模改修等の将来負担を鑑みまして、今後のあり方、そういうのを検討させていただいておるところでございます。この検討に当たりましてですね、そこに場合分け、二つに分けておりますが、一つには、今後の将来負担を考えたときに「財政負担をする場合」、もう一つ、「財政負担が困難な場合」というふうに書いておりますけども、まず、「財政負担をする場合」というのは、さらに9市町村共同処理事務として継続というパターン。それから、財政負担をする市町村だけの共同処理事務として継続するというパターンがあるかなというところでございます。それからもう一つ、「財政負担が困難な場合」というところでございますが、これは、事業主体の変更を含む利活用方法の検討ということにつながるところでございます。この検討を進める際にですね、ここに「主な観点」というふうに書いてございますけども、温泉施設としての有効利用、それから、多くの方に利用していただける施設としての活用、それから日吉津村のまちづくり施策とのすり合わせ、あるいは雇用の確保というようなところを挙げさせていただいております。ただいまアスタリスク、米印をつけておりますけども、今後の検討を進めるに当たりまして、今、日吉津村におかれましては、専門家や住民代表等で構成されます、うなばら荘の魅力向上検討会というのを設置されたところでございまして、この検討会の内容についても注視しながら検討を進めたいというふうに考えておるところでございます。一つ、参考資料といたしまして、もう1枚つけさせていただいております。こちらの資料のほうは、うなばら荘の魅力向上検討会、今申し上げました日吉津村のものでですね、西部広域のうなばら荘のあり方検討について、ちょっと検討内容というところをイメージで書かせていただいております。主な検討内容といたしましては、日吉津村さんの魅力向上検討会のほうは、今度の指定管理期間であります令和2年から3年度におけるうなばら荘の経営改善の検討をされるというところでございます。西部広域のあり方検討会のほうは、大規模改修等の将来負担を踏まえた今後の施設のあり方の検討というところでございます。その下にイメージ図を描かさせていただいております。この参考資料の2の「将来負担を踏まえた指定管理者納入金について」というふうに書いてございますけども、これは、あくまで指定管理者納入金で賄

うというところを前提にいたしました概々算の数字でございまして、あくまで規模感としての数字でございまして、御覧いただけたらというふうに思います。もう一回最初の資料のほうに返っていただきまして、1枚目の資料でございまして、2番目の「今後の予定」でございまして、新年度に入りまして、5月から6月にかけて、サウンディング型の市場調査の実施を考えております。10月ごろまでには、あり方の検討につきまして素案を取りまとめたというふうなところでございまして、さらには、ちょうど1年後になりますけれども、検討結果の取りまとめというようなスケジュール感で今後進めてまいりたいというふうなところでございまして、一番最後、課長会の開催状況を参考までに掲げさせていただいておりますので、御覧いただければと思います。簡単でございまして、説明は以上です。よろしく申し上げます。

○今城委員長 当局の説明は終わりました。委員の皆さんの質疑、御意見を願いたいと思います。足田委員。

○足田委員 サウンディング型市場調査の実施ということで、どういうやり方で、どういった募集方法をされたのか。その辺のところを具体的に教えていただけますか。

○生田施設工事課長補佐 はい。

○今城委員長 生田施設工事課長補佐。

○生田施設工事課長補佐 サウンディング型市場調査でございまして、この調査は、主にですけれども、市有地ですとか建物の有効活用に向けた検討をするに当たりまして、その活用方法について民間事業者の方から広く御意見や御提案を求め、対話を通じて市場性などを把握するための調査というものでございまして、これも市町村のやり方でございまして、サウンディング調査の実施につきまして公表をして、民間事業者の方に対して一般的には説明会などを開催した上で提案書などを提出していただき、その内容についてヒアリングなどの対話をさせていただく、というような流れで進める調査でございまして、以上です。

○足田委員 はい。

○今城委員長 足田委員。

○足田委員 そういう中で、我々こういった西部広域の議会とか、そういった、また、かわり方というか、そういうことはできるんでしょうか。そのサウンディング調査の中で、いろんな意見を交換する中でいろんな提案が出てきますよね。その報告っていうか、そういった部分で西部広域には反映されるのか、その辺のところはどうなんでしょうか。

○板井施設工事課長 はい。

○今城委員長 板井施設工事課長。

○板井施設工事課長 今のお尋ねでございまして、当然のことながら、こういった結果に基づきまして、また素案の取りまとめという作業に入ります。当然また、

こちらの委員会のほうに御相談させていただきながら進めさせていただきたいということを考えておりますので、結果につきましては御報告させていただくということになろうかと思えます。以上です。

○足田委員 はい、よろしくお願ひします。

○今城委員長 ほかにございませんか。では、ないようですので、質疑を終結いたします。

~~~~~

#### 4 閉 会

○今城委員長 これをもって、民生・環境常任委員会を閉会いたします。

(午後2時17分 閉会)

鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

民生環境常任委員長 今城 雅子